

特定非営利活動法人きらっと 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きらっと という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府城陽市寺田大谷115番地の201に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域・防災ボランティア活動やレクリエーション普及活動と、高齢者に対する幅広い支援事業を展開する中で得たニーズから、純粋な価値観を感じ取り、様々なしがらみを乗り越えた活動を行い、地域の人々の活力増進と地域の活性化に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 4. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
 5. 介護保険法に基づく第1号事業
 6. 健康保険法に基づく訪問看護事業
 7. 精神保健法に基づく訪問看護事業
 8. 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業
 9. 介護保険制度下の上乗せサービス事業と介護予防活動
 10. レクリエーション普及活動と指導者の養成

- 1 1. 世代間交流事業活動
- 1 2. ニュースポーツの普及と大会協力事業
- 1 3. 防災ボランティア活動（イベント協力を通じ、訓練及び要員の確保）
- 1 4. 独居老人等見守り支援組織への協力
- 1 5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2）賛助会員 この法人の各事業に賛同して入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める会員種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）会費を1年以上滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、この者を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名～10名

(2) 監事 1名～2名

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職 員)

- 第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

（開 催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招 集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

（議 決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定においてあらかじめ通知した事項とする。
- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算の成立後に、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により、この法人が、解散するときは、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が、解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 浦 畑 眞 一 郎

副理事長 浦 畑 陽 子

理 事 前 畑 清 二

理 事 東 本 一 謙

理 事 光 成 継 廣

理 事 中 村 蔵 人

理 事 池 上 政 樹

監 事 石 本 茂 男

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成16年6月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(入会金) 0円

(年会費) 正会員（個人会員） 3, 0 0 0円

正会員（団体会員） 5, 0 0 0円

賛助会員 1, 0 0 0円

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 きらっと

1 事業実施の方針

この法人は、地域・防災ボランティア活動やレクリエーション普及活動と、高齢者に対する幅広い支援事業を展開する中で得たニーズから、純粋な価値観を感じ取り、様々なしがらみを乗り越えた活動を行い、地域の人々の活力増進と地域の活性化に貢献することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
1. 介護保険 法に基づく居 宅サービス事 業	訪問介護、通所介護、訪問看 護	(A) 訪問介護 平成 1 5 年 1 0 月 ～ 通所介護 令和 7 年 1 1 月 1 日～(予定) 訪問看護 令和 8 年 4 月～ (予定) (B) 訪問介護 城陽市寺田高田 5 6―1 7 通所介護 城陽市長池北清水 4 4―3 訪問看護 城陽市長池北清水 4 4―3 (C) 訪問介護 1 5 名 通所介護 1 0 名 訪問看護 3 名	(D) 城陽市、宇治 市の要介護認 定者 (E) 訪問介護 1 0 0 名 通所介護 1 0 0 名 訪問看護 5 0 名	

2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援	(A) 居宅介護支援 平成15年10月～ (B) 居宅介護支援 城陽市寺田高田56—17 (C) 居宅介護支援 13名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 居宅介護支援 450名	
3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	(A) 介護予防訪問介護 平成18年9月～ 通所介護 令和7年11月1日～(予定) (B) 介護予防訪問介護 城陽市寺田高田56—17 通所介護 城陽市長池北清水44—3 (C) 介護予防訪問介護 15名 介護予防通所 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 介護予防訪問介護 50名 介護予防通所介護 30名	
4. 介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援	(A) 居宅介護支援 令和7年9月～ (B) 介護予防支援 城陽市寺田高田56—17 (C) 居宅介護支援 13名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 介護予防支援 30名	
5. 介護保険法に基づく第1号事業	1号訪問介護、	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田56—17 (C) 15名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 20名	
6. 健康保険法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 訪問看護 令和8年4月～(予定) (B) 訪問看護 城陽市長池北清水44—3	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 訪問看護 50名	

		(C) 訪問看護 3名		
7. 精神保健法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 令和8年4月～ (予定) (B) 城陽市長池北清水 44-3 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 50名	
8. 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 令和8年4月～ (予定) (B) 城陽市長池北清水 44-3 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 50名	
9. 介護保険制度下の 上乗せサービス事業と 介護予防活動	介護保険制度下の 上乗せサービス事業	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 10名	
10. レクリエーション普及活動と指導者の養成	レクリエーション協会	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 500名	
11. 世代間交流事業活動	生きがい倶楽部事業（自転車置き場運営）	(A) 平成25年12月～ (B) 城陽市寺田寺田西 ノ口19-1 (C) 6名	(D) 自転車置き場利用者 (E) 100名	
12. ニュースポーツの普及と大会協力事業	レクリエーション協会	(A) 平成18年12月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 500名	

13. 防災ボランティア活動（イベント協力を通じ、訓練及び要員の確保）	城炊会	(A) 平成15年12月～ (B) 城陽市寺田高田56—17 (C) 20名	(D) 大規模災害被災者、城陽市防災訓練参加者 (E) 100名	
14. 独居老人等見守り支援組織への協力	生きがい倶楽部事業	(A) 平成25年12月～ (B) 城陽市寺田寺田西ノ口19-1 (C) 6名	(D) 自転車置き場利用者 (E) 100名	
15. その他この法人の目的を達成するために必要な事業	一般廃棄物処理事業	(A) 令和3年9月～ (B) 城陽市寺田高田56—17 (C) 2名	(D) 城陽市の要介護・支援認定者 (E) 5名	

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 きらっと

1 事業実施の方針

この法人は、地域・防災ボランティア活動やレクリエーション普及活動と、高齢者に対する幅広い支援事業を展開する中で得たニーズから、純粋な価値観を感じ取り、様々なしがらみを乗り越えた活動を行い、地域の人々の活力増進と地域の活性化に貢献することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
1. 介護保険 法に基づく居 宅サービス事 業	訪問介護、通所介護、訪問看 護	(A) 訪問介護 平成 1 5 年 1 0 月 ～ 通所介護 令和 7 年 1 1 月 1 日～(予定) 訪問看護 令和 8 年 4 月～ (予定) (B) 訪問介護 城陽市寺田高田 5 6－1 7 通所介護 城陽市長池北清水 4 4－3 訪問看護 城陽市長池北清水 4 4－3 (C) 訪問介護 1 5 名 通所介護 1 0 名 訪問看護 3 名	(D) 城陽市、宇治 市の要介護認 定者 (E) 訪問介護 1 0 0 名 通所介護 1 0 0 名 訪問看護 5 0 名	

2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援	(A) 居宅介護支援 平成15年10月～ (B) 居宅介護支援 城陽市寺田高田56-17 (C) 居宅介護支援 13名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 居宅介護支援 450名	
3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	(A) 介護予防訪問介護 平成18年9月～ 通所介護 令和7年11月1日～(予定) (B) 介護予防訪問介護 城陽市寺田高田56-17 通所介護 城陽市長池北清水44-3 (C) 介護予防訪問介護 15名 介護予防通所 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 介護予防訪問介護 50名 介護予防通所介護 30名	
4. 介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援	(A) 居宅介護支援 令和7年9月～ (B) 介護予防支援 城陽市寺田高田56-17 (C) 居宅介護支援 13名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 介護予防支援 30名	
5. 介護保険法に基づく第1号事業	1号訪問介護、	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田56-17 (C) 15名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 20名	
6. 健康保険法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 訪問看護 令和8年4月～(予定) (B) 訪問看護 城陽市長池北清水44-3	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 訪問看護 50名	

		(C) 訪問看護 3名		
7. 精神保健法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 令和8年4月～ (予定) (B) 城陽市長池北清水 44-3 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 50名	
8. 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業	訪問看護	(A) 令和8年4月～ (予定) (B) 城陽市長池北清水 44-3 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要介護認定者 (E) 50名	
9. 介護保険制度下の上乗せサービス事業と介護予防活動	介護保険制度下の上乗せサービス事業	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 3名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 10名	
10. レクリエーション普及活動と指導者の養成	レクリエーション協会	(A) 平成18年9月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 500名	
11. 世代間交流事業活動	生きがい倶楽部事業（自転車置き場運営）	(A) 平成25年12月～ (B) 城陽市寺田寺田西 ノ口19-1 (C) 6名	(D) 自転車置き場利用者 (E) 100名	
12. ニュースポーツの普及と大会協力事業	レクリエーション協会	(A) 平成18年12月～ (B) 城陽市寺田高田5 6-17 (C) 10名	(D) 城陽市、宇治市の要支援認定者 (E) 500名	

13. 防災ボランティア活動（イベント協力を通じ、訓練及び要員の確保）	城炊会	(A) 平成15年12月～ (B) 城陽市寺田高田56—17 (C) 20名	(D) 大規模災害被災者、城陽市防災訓練参加者 (E) 100名	
14. 独居老人等見守り支援組織への協力	生きがい倶楽部事業	(A) 平成25年12月～ (B) 城陽市寺田寺田西ノ口19-1 (C) 6名	(D) 自転車置き場利用者 (E) 100名	
15. その他この法人の目的を達成するために必要な事業	一般廃棄物処理事業	(A) 令和3年9月～ (B) 城陽市寺田高田56—17 (C) 2名	(D) 城陽市の要介護・支援認定者 (E) 5名	

きらっと事業活動収支予算書(令和7年度)

(介護保険国保連請求ベース)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居宅介護	5,600,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	71,600,000
	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,800,000
訪問介護	4,800,000	4,800,000	4,800,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,200,000	5,200,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	61,800,000
	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	9,600,000
通所介護													
金額	11,350,000	11,750,000	11,750,000	11,950,000	11,950,000	11,950,000	12,616,000	12,850,000	13,383,000	13,616,000	13,855,000	14,315,000	151,335,000

(収支計算書)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入の部													0
個人会員													0
賛助会員													0
(小計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅(国保連)	5,600,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	71,600,000
訪問(国保連)	5,040,000	5,040,000	5,040,000	5,220,000	5,220,000	5,220,000	5,400,000	5,400,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	64,260,000
通所(国保連)	0	0	0	0	0	0	419,400	630,000	839,700	1,049,400	1,264,500	1,678,500	5,881,500
訪問利用料	560,000	560,000	560,000	580,000	580,000	580,000	600,000	600,000	630,000	630,000	630,000	630,000	7,140,000
通所利用料	0	0	0	0	0	0	46,600	70,000	93,300	116,600	140,500	186,500	653,500
居宅予防	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,800,000
保険外利用	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
訪問調査料	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	420,000
その他収入	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
(小計)	11,425,000	11,825,000	11,825,000	12,025,000	12,025,000	12,025,000	12,691,000	12,925,000	13,458,000	13,691,000	13,930,000	14,390,000	152,235,000
自転車預かり料	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	3,840,000
自転車物品売上	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
観光協会委託金												80,000	80,000
運動公園委託金												209,000	209,000
その他収入	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
(小計)	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	644,000	4,549,000
身元保証						500,000				500,000			1,000,000

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	0	0
(全)収入総計	11,780,000	12,180,000	12,180,000	12,380,000	12,380,000	12,880,000	13,046,000	13,280,000	13,813,000	14,546,000	14,285,000	15,034,000	合計	157,784,000
(全)支出総計	10,366,683	10,376,683	10,945,783	16,111,683	11,905,683	12,031,683	12,524,183	12,531,683	16,341,793	12,541,183	12,524,683	12,537,683		150,739,406
差額	1,413,317	1,803,317	1,234,217	-3,731,683	474,317	848,317	521,817	748,317	-2,528,793	2,004,817	1,760,317	2,496,317		7,044,594
単年累計	1,413,317	3,216,634	4,450,851	719,168	1,193,485	2,041,802	2,563,619	3,311,936	783,143	2,787,960	4,548,277	7,044,594		

管理費	17,604,596
管理費割合	0.11678828

きらっと事業活動収支予算書(令和8年度)

(介護保険国保連請求ベース)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居宅介護	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	72,000,000
	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,800,000
訪問介護	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	66,000,000
	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	9,600,000
通所介護	1,634,000	1,838,000	2,048,000	2,275,000	2,563,000	2,730,000	2,957,000	2,880,000	2,880,000	2,880,000	2,880,000	2,880,000	30,445,000
	45,000	45,000	51,000	57,000	62,000	68,000	74,000	74,000	74,000	74,000	74,000	74,000	772,000
金額	14,129,000	14,333,000	14,549,000	14,782,000	15,075,000	15,248,000	15,481,000	15,404,000	15,404,000	15,404,000	15,404,000	15,404,000	180,617,000

(収支計算書)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入の部													0
個人会員													0
賛助会員													0
(小計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅(国保連)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	72,000,000
訪問(国保連)	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	5,670,000	68,040,000
通所(国保連)	1,511,100	1,694,700	1,889,100	2,098,800	2,362,500	2,518,200	2,727,900	2,658,600	2,658,600	2,658,600	2,658,600	2,658,600	28,095,300
訪問利用料	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	7,560,000
通所利用料	167,900	188,300	209,900	233,200	262,500	279,800	303,100	295,400	295,400	295,400	295,400	295,400	3,121,700
居宅予防	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,800,000
保険外利用	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
訪問調査料	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	420,000
その他収入	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
(小計)	14,204,000	14,408,000	14,624,000	14,857,000	15,150,000	15,323,000	15,556,000	15,479,000	15,479,000	15,479,000	15,479,000	15,479,000	181,517,000
自転車預かり料	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	3,840,000
自転車物品売上	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
観光協会委託金												80,000	80,000
運動公園委託金												209,000	209,000
その他収入	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
(小計)	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	355,000	644,000	4,549,000
身元保証						500,000				500,000			1,000,000

[illegible]

(丑)

人件費比率 68.6 %

68.6 %

[illegible]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	0	0
(全)収入総計	14,559,000	14,763,000	14,979,000	15,212,000	15,505,000	16,178,000	15,911,000	15,834,000	15,834,000	16,334,000	15,834,000	16,123,000	0	合計
(全)支出総計	12,501,683	12,511,683	12,650,783	17,251,683	12,605,683	12,531,683	12,524,183	12,531,683	17,341,793	12,541,183	12,524,683	12,537,683	0	187,066,000
差額	2,057,317	2,251,317	2,328,217	-2,039,683	2,899,317	3,646,317	3,386,817	3,302,317	-1,507,793	3,792,817	3,309,317	3,585,317	0	160,054,406
単年累計	2,057,317	4,308,634	6,636,851	4,597,168	7,496,485	11,142,802	14,529,619	17,831,936	16,324,143	20,116,960	23,426,277	27,011,594	0	27,011,594

管理費	17,799,596
管理費割合	0.11120966